

令和5年5月19日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和5年度北塩原村農業委員会総会（令和5年5月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和5年5月19日（金） 13時30分～14時40分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議 席	氏 名	出 欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	遠 藤 俊 一	出
農業委員	1	小 椋 隆 子	欠
〃	2	中 川 博 之	出
〃	3	岩 田 多 吉	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	欠
農地利用最適化推進委員	—	奥 川 維 之	出
〃	—	佐 藤 誠 一	出
〃	—	五十嵐 好 則	欠
〃	—	安 部 嘉 久	欠
〃	—	柏 谷 孝 雄	出
〃	—	小 椋 功	出

※ 出席委員 農業委員5名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中4名出席。

4. 欠席委員

農業委員 1番 小椋 隆子委員、5番 蓮沼 喜久雄委員

推進委員 五十嵐 好則委員、安部 嘉久委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

議案第1号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第5 協議事項

・令和6年度農林関係税制改正への要望について

・北塩原村村農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の更新について

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 遠藤 久彦

事務局 班長 渡部 達也

事務局 主事 穴戸 開

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和5年度北塩原村農業委員会定例総会5月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨拶)

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。

本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中5名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中4名にも出席いただいております。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、3番、岩田 多吉委員、4番、二瓶 睦夫委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

（ 事務局説明 ）

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

■議長

議案第1号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。

番号1番、1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇 〇〇さん、76歳、関屋字〇〇〇の方。譲受人は、〇〇 〇〇さん、51歳、会津若松市〇〇町の方でございます。

2、申請する農地の所在地及び面積は、別紙のとおり、15筆、合計23,331㎡でございます。

3、権利を設定しようとする事由については譲渡人、譲受人ともに生前贈与でございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は永年。無償での譲渡になります。

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。

以上、地元農業委員の意見としまして、3番、岩田 多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。なお、農地取得のための下限面積要件については令和5年度4月1日に撤廃となっております。

上記のとおり提出いたします。令和5年5月19日提出、北塩原村農業委員会 会長 星 源嗣。
以上で議案第1号、番号1番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、岩田 多吉委員より調査結果について報告をお願いします。

■3番 岩田 多吉委員

5月16日に譲渡人宅へ伺い話を聞いてきました。高齢になり農業ができるのは、あと2、3年と考えているとのことで、生きているうちに土地を息子（譲受人）へ譲渡したいということでした。

会津若松市に住んでいる譲受人とは電話で連絡を行いました。譲受人からは、今後、北塩原村へ戻って来たいという意思も確認できましたので、許可相当と判断いたしました。

■議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■議長

今まで、譲受人は譲渡人と一緒に農業をやっていたのですか。

■3番 岩田 多吉委員

田植や稲刈りなどは毎年、譲受人を含む、家族兄弟みな総出で取り組んでいます。

■議長

農業経験は十分ということですね。

■3番 岩田 多吉委員

はい。十分と考えます。

■議長

了解しました。その他、ご意見、ご質問等ございますか。

■委員

（ なしのとの声 ）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1の所有権移転について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

次の議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。

それでは、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第2号について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。番号1番、こちらについては、再設定となります。

1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）ですが、〇〇〇 〇〇さん、64歳、〇〇字〇〇〇の方でございます。

続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）ですが、〇〇 〇〇さん、60歳、北山字〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇75番地、地目は田、面積は629㎡
北山字〇〇76番地、地目は田、面積は1,975㎡、北山字〇〇77番地、地目は田、面積は37㎡の3筆、合計面積は2,641㎡でございます。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和5年5月19日から令和19年4月24日までの約15年間。賃借料の額は年額で39,615円。10アール当たりになおすと15,000円です。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地

元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼 喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和5年5月19日提出、北塩原村農業委員会 会長 星 源嗣。以上で議案第2号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼 喜久雄委員が欠席のため、事務局から調査結果について報告をお願いします。

■事務局

蓮沼委員が電話で確認を行ったとのことでした。調査結果について、この案件は再設定であり、賃借料についても村賃借料情報に基づき設定されており適正と考える。よって、許可相当と判断します。ということでした。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（ なしとの声 ）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認めます。

番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

それでは、続いて協議事項に入ります。令和6年度農林関係税制改正全般に関する要望報告書（案）について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

（事務局説明）

■議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（なしとの声）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。協議事項、令和6年度農林関係税制改正全般に関する要望報告書（案）について、これを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

（異議なしとの声）

■議長

ご異議なしと認めます。

原案の通り承認されましたので、お手元の（案）については、消していただきたいと思っています。

■議長

続いて2つめの協議事項に入ります。北塩原村村農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の更新について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

（事務局説明）

■議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（ なしとの声 ）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。北塩原村村農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の更新（案）について、これを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認めます。

原案の通り承認されましたので、お手元の（案）については、消していただきたいと思います。

■議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■事務局長

ありがとうございました。

それではその他になりますが、事務局より連絡がございますので、事務局から説明をお願いします。

■事務局

（令和5年度農業者年金加入推進特別研修会の参加について）

■事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

■委員

(なしとの声)

■事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 番 _____ (印)

議事録署名委員 番 _____ (印)